



## 物価高騰による支援として

## 給付金を給付します



問 保健福祉課 福祉係 ☎42-2650

給付金名	住民税均等割のみ課税世帯等に対する物価高騰等対策給付金（国実施）		低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（加算分）（国実施）		
概要	住民税均等割のみ課税されている世帯に対して、住民税非課税世帯への支援と同水準となる給付金を給付します。 <b>支給対象者：令和5年12月1日時点で松前町に住民登録がある世帯の世帯主</b> ※本給付金は、非課税及び差押禁止等となります。		食料品などの物価高騰に直面し、家計が悪化している低所得の子育て世帯（住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯）へ給付金を給付します。 <b>支給対象者：令和5年12月1日時点で松前町に住民登録がある世帯の世帯主</b> <b>対象児童：18歳以下（平成17年4月2日以降に出生）の児童</b> ※本給付金は、非課税及び差押禁止等となります。		
区分	①住民税均等割のみ課税世帯	②家計急変世帯	①住民税非課税世帯	②住民税均等割のみ課税世帯	③家計急変世帯等
受給要件	令和5年度の住民税均等割のみが課税されている者だけで構成されている世帯または、均等割のみが課税されている者と非課税者で構成されている世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族のみの世帯は除く。 ※町広報1月号14～15ページに掲載の給付金（1世帯あたり7万円）、さくら商品券を受給した世帯は対象外となります。	家計急変などにより、住民税均等割のみが課税相当の収入となった世帯	世帯全員の令和5年度の住民税が非課税の世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族のみの世帯は除く。	令和5年度の住民税均等割のみが課税されている者だけで構成されている世帯または、均等割のみが課税されている者と非課税者で構成されている世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族のみの世帯は除く。	家計急変などにより、住民税が非課税及び住民税均等割のみが課税相当の収入となった世帯
手続き	世帯全員が、令和5年1月1日以前から松前町に住所がある世帯の場合 →役場から対象となる世帯主あてに「 <b>確認書</b> 」が届きます。 内容をご確認のうえ必要事項を記入し、提出してください。（郵送可）  世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯の場合 →「 <b>申請書</b> 」を役場または各支所で受け取るか、町ホームページからダウンロードし、提出してください。	「 <b>申請書</b> 」を役場または各支所で受け取るか、町ホームページからダウンロードし、提出してください。 ※提出する場合は、役場または各支所に一度ご相談ください。	「住民税非課税世帯等に対する物価高騰等対策給付金」を受給した口座に振り込まれます。	世帯全員が、令和5年1月1日以前から松前町に住所がある世帯の場合 →役場から対象となる世帯主あてに「 <b>確認書</b> 」が届きます。 内容をご確認のうえ必要事項を記入し、提出してください。（郵送可）  世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯の場合 →「 <b>申請書</b> 」を役場または各支所で受け取るか、町ホームページからダウンロードし、提出してください。	「 <b>申請書</b> 」を役場または各支所で受け取るか、町ホームページからダウンロードし、提出してください。 ※提出する場合は、役場または各支所に一度ご相談ください。
給付金の額	1世帯あたり10万円	1世帯あたり10万円	児童1人あたり5万円	児童1人あたり5万円	児童1人あたり5万円
給付の時期	3月下旬から順次給付予定	3月下旬から順次給付予定	3月上旬から順次給付予定	3月下旬から順次給付予定	3月下旬から順次給付予定
申請期限	確認書 4月末 申請書 5月末	5月末	確認書 4月末 申請書 5月末	確認書 4月末 申請書 5月末	確認書 4月末 申請書 5月末
提出先	役場または各支所	役場または各支所	役場または各支所	役場または各支所	役場または各支所